～税務署からのお知らせ～

平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

▶ 事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。
※ 現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

平成26年1月からの記帳・帳簿等保存制度

◎ **対象となる方**
事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。
※ 所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

◎ **記帳する内容**
売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。
記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

◎ **帳簿等の保存**
収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿・書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

記帳説明会のご案内

▶ 税務署では、新たに記帳を行う方や記帳の仕方がわからない方のために、記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳の仕方等を説明する「記帳説明会」を実施しています。

記帳・帳簿等の保存制度の詳細や「記帳説明会」等のご案内については、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。
※ 税務署にお電話いただきますと自動音声でご案内いたします。自動音声にしたがって「2」を選択し、所得税担当までお問い合わせください。

農機具情報

株式会社オーレック

重労働な畦や溝の草刈りを、手軽で簡単に行える草刈り機が登場！

斜面でもずれ落ちず、一緒に横へ移動するだけ！

自走斜面草刈機 SP650

ハンドルの伸張は、140～200cm！

●排気量：53.2cc
●刈り幅：500mm

小売価格（税込）
234,150円

金額は農機課へご相談下さい！

あぜの上面、側面の2面同時刈りが可能！

自走二面あぜ草刈機 WMC726

●最大出力：6.3ps
●刈り幅：355mm×2

小売価格（税込）
281,400円

クローラ畦草刈機

ご相談やお問い合わせは、
能代農機センター　58－3949
二ツ井・藤里農機センター　73－5022

生産履歴記帳運動

必ず出荷前に生産履歴用紙を提出してください!!!

販売先から何度も「生産履歴を見せて下さい。」と求められています

今では生産履歴記帳は安全安心であることの証明として提出されていて当たり前

生産履歴がない農作物は信頼されません！

～ 配布しているカレンダーを活用すると生産履歴を記入するときに役立ちます。 ～

◆ 安全安心な農産物づくり推進協議会 ◆